

# 熊本地震における被災動物対応記録集

## はじめに

平成 28 年 4 月 16 日に発生した熊本地震では、人のみならず動物も被災し、各被災地で自治体や地元獣医師会が中心となって被災動物の救護にあたった。特に、益城町、熊本市では被害が甚大で飼養\*環境が確保できず、多くの避難者から預かりの要望があったため、益城町及び熊本市の避難所で無料一時預かりシステムの整備や施設の設置し、入所者を対象に避難所を閉鎖する 10 月末まで行った。

今般の災害では、過去の災害の教訓を生かし、現地動物救護本部\*が設置されたが、熊本においてははじめての経験であり、構成員の連携や情報共有に時間がかかった。また、これらの情報をもとに集まった募金をどのように使用するか等のいろいろな問題点も浮かび上がってきた。こうした災害の中、自らも被災しながら被災者支援や動物救護にあたった被災地の自治体や関係団体等の方々の活動の記録を収集、整理し、記録集として残すことは、今後起こりうる災害に備え、自治体等において地域の状態に応じた動物救護体制のあり方を検討する基礎資料になると考えられる。

そこで、今般の熊本地震による動物の被災状況、関係団体等による動物救護の対応状況を収集、記録し、良かった点や課題となった点を整理、分析することで、今後の大規模災害に備えた被災動物の保護のあり方を提言するための記録集を作成した。また、平成 30 年 2 月に改訂を行った「人とペットの災害対策ガイドライン」の基礎資料として活用した。

\*用語解説参照。

# 熊本地震における被災動物対応記録集

## <目次>

### はじめに

1. 熊本地震におけるペットの被災概況	3
(1) 熊本地震の概要	3
①地震の概要	3
②被害の概要	5
(2) ペットの被災概況	11
①被災地のペットの避難概況	11
②動物病院の被災状況	13
③民間の一時預かり施設の被災状況	16
(3) 動物救護に関する取組の概況	17
①災害に備えた動物救護体制の整備状況	18
②避難所におけるペット同行被災者の受入れ状況	26
③仮設住宅におけるペットの飼養	29
④行政による放浪動物・負傷動物の保護活動	34
⑤飼い主からの一時預かり	35
⑥所有権放棄の状況	36
⑦所有権明示の状況	37
⑧現地動物救護本部の状況	38
⑨ボランティアの確保	39
⑩物資等の受入れ、共有体制	39
⑪資金の確保	39
⑫広報・普及啓発活動	40
⑬「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」活用状況	41
⑭今後の災害に備えて	42
2. 各地の動物救護活動	45
(1) 熊本県及び熊本市における動物救護活動	45
①熊本県（熊本市を除く）	46
②熊本市	55
(2) その他被災市町村における動物救護活動	63
①益城町	64
②八代市	68
③阿蘇市	71
④南阿蘇村	73
⑤高森町	76
⑥玉名市	78

⑦宇城市	-----	80
⑧美里町	-----	82
⑨菊陽町	-----	84
⑩大津町	-----	87
⑪甲佐町	-----	89
⑫嘉島町	-----	91
⑬山都町	-----	93
⑭西原村	-----	95
⑮御船町	-----	97
⑯宇土市	-----	99
3. 動物救護活動を支えたもの	-----	103
(1) 人的支援	-----	103
①自治体が係る支援	-----	103
②獣医師会が係る支援	-----	103
③ペット関連企業等が係る支援	-----	113
(2) 支援物資等	-----	119
①自治体による確保・受入れ・配布	-----	119
②獣医師会が係る支援	-----	119
③ペット関連企業等が係る支援	-----	120
(3) 資金（義援金など）	-----	124
①自治体による資金確保・義援金の募集・配布	-----	124
②獣医師会が係る支援	-----	124
③ペット関連企業等が係る支援	-----	125
(4) 現地動物救護本部における支援活動	-----	129
①現地動物救護本部の動物救護活動	-----	129
②ボランティア派遣等の人的支援	-----	130
③支援物資の調達・提供	-----	131
④義援金の募集・配分	-----	132
(5) 自治体と民間団体との連携による支援活動	-----	133
①ワンニャンハウスの動物救護活動	-----	133
②民間 NGO の動物救護活動	-----	138
(6) 民間団体独自の支援活動	-----	149
①民間の動物病院の動物救護活動	-----	149
②動物愛護団体の動物救護活動	-----	155
4. 避難生活の状況	-----	165
(1) ペット同行避難者の状況	-----	165
(2) 仮設住宅におけるペット飼養状況	-----	183
①ペット飼養者へのヒアリング	-----	183

②ヒアリング結果のまとめと課題	186
5. その他	191
(1) 動物園・水族館の展示動物	191
①災害に備えた動物救護体制の整備状況	191
②(公社)日本動物園水族館協会と熊本市動植物園における対応の経緯	191
③被災した動物園・水族館数	195
④飼養施設に被害があった動物園・水族館	195
⑤展示動物に被害があった動物園・水族館	195
⑥展示動物の移送	196
⑦被災した動物園・水族館への支援	198
⑧今後の災害に備えて	198
(2) 産業動物	199
①国における産業動物への対応の経緯	199
②熊本地震における畜産関係の被害状況	199
(3) その他	200
①犬及び猫以外のペット	200
②特定動物(主に個人飼養のもの)	200
6. 各地の被災ペット対策における対応事例・課題となった事例	203
(1) 同行避難と避難所への受入れ	203
①対応事例	203
②課題となった事例	204
(2) 自治体と民間団体との連携	206
①対応事例	206
②課題となった事例	207
(3) 獣医師会の取り組み	208
①対応事例	208
②課題となった事例	209
(4) 一時預かり	210
①対応事例	210
②課題となった事例	211
(5) 保護活動	212
①対応事例	212
②課題となった事例	213
(6) 返還・譲渡	214
①対応事例	214
②課題となった事例	215
(7) 情報収集、広報・普及啓発	216
①対応事例	216

②課題となった事例	-----	217
(8) ボランティア活動	-----	218
①対応事例	-----	218
②課題となった事例	-----	219
(9) 資金の確保、義援金の募集・配分	-----	220
①対応事例	-----	220
②課題となった事例	-----	221
(10) 物資等の受入れ、提供体制	-----	222
①対応事例	-----	222
②課題となった事例	-----	223
7. 動物救護活動から見えた課題	-----	227
(1) 言葉の定義、表現について	-----	227
(2) 現地動物救護本部の立ち上げについて	-----	228
(3) 初動対応について	-----	229
(4) 支援体制について	-----	230
(5) 災害時の愛護団体、ボランティアの活動について	-----	231
(6) 避難所、仮設住宅における避難生活について	-----	232
(7) 飼い主への支援活動について	-----	234
(8) 支援に係る費用について	-----	235
(9) ペット救護ガイドラインについて	-----	236

【参考資料】平成28年熊本地震に関する環境省のペット救護対策の経緯について

## 【用語解説】

### 【同行避難】

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難することです。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではありません。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられています。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指します。ただし、同伴避難についても、指定避難所等で飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要です。

### 【飼養】

動物を養い育てることです。「飼育」と同じ意味ですが、本記録集では「飼養」に統一しました。

### 【現地動物救護本部】

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織です。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣の自治体に設置されることもあります。

なお本文中で、現地動物救護本部等とあるのは、これまでの災害の際に設置された、同様の機能を持つ組織の名称が「動物救護本部」には限定されていないことによります。

### 【一般財団法人ペット災害対策推進協会】

天災や人災などの不測の緊急災害時に、被災したペットの救護や円滑な救護活動の確保を目的として、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会などを主な構成団体として、平成8年に設置された「緊急災害時動物救援本部」の事業と資産を引き継いで設置された広域組織です。平成26年に法人化されました。

災害時のペットの救護支援のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時の救護ボランティアの育成や研修、全国各地の災害対策用資材の備蓄基地の整備など、災害発生に備えた平時からの活動を目的としています。特に災害の発生時には、被災地の自治体や獣医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら被災ペットの救援物資や資金などの提供活動を行うとともに、現地の動物救護本部等が行う被災ペットの救護のための義援金募集事務の代行等を行います。

**【所有者明示】**

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票等を装着することにより、飼い主の氏名や連絡先等が把握できるよう明確にしておくことです。このことにより、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながります。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分です。また、マイクロチップを装着した場合は、(公社)日本獣医師会などにマイクロチップ番号と連絡先等を登録しておく必要があります。